

## 倉敷市物品供給等登録業者指名停止要領

平成27年8月21日 制定

平成30年6月 1日 改正

(趣旨)

第1条 この要領は、倉敷市（以下「市」という。）が発注する物品の納入、並びに物品の製造、修理及び印刷等の請負（以下「物品供給等」という）について、公正かつ適正な契約の履行を確保するため、入札の参加資格を有する者（以下「登録業者」という。）に対して行う指名停止等の措置について定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、登録業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、速やかに倉敷市物品調達業者指名委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、情状に応じて別表に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 前項の規定による指名停止期間の始期は、委員会の決定のあった日とする。

3 市長は、当該指名停止に係る登録業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、警察、公正取引委員会等の捜査等に積極的に協力し、暴力団等の排除、談合防止等に貢献したと認められる場合には、指名停止期間を短縮し、又は指名停止をしないことができるものとする。

5 現に指名停止期間中の登録業者について、別件により指名停止を行う場合の起算日は、現に行っている指名停止期間の満了日の翌日とする。

(指名停止の期間の特例)

第3条 登録業者が一の事案に付き別表に規定する措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の内最も長い期間をもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 登録業者が次の各号のいずれかに該当する場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

(1) 別表各号の措置事由に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまで

の間に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき（次号に掲げる場合を除く。）

(2) 別表第7号から第11号までの措置事由に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ別表第7号から第11号までの措置要件に該当することとなったとき

3 市長は、登録業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表及び前項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、登録業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の登録業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の登録業者が当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該登録業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知及び公表)

第4条 市長は、指名停止の決定をしたときは、当該登録業者に対し遅滞なく通知するとともに当該指名停止を行う登録業者名、期間、理由等を公表するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第5条 市長は、指名停止の期間中の登録業者を随意契約の相手方とすることができない。ただし、特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第6条 市長は、指名停止に至らない場合において、必要があると認めるときは、当該登録業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意を行うことができる。

(指名留保)

第7条 市長は、登録業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するおそれがあると認めるとき又は第2条第1項の規定による審議に相当の期間を要する等特別の事由があるときは、

当該登録業者の指名を留保することができる。

- 2 市長は、当該指名留保に係る登録業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。
- 3 第1項の規定により指名を留保した登録業者に対し同一事由により指名停止を行う場合の起算日は、指名を留保した日とする。
- 4 第1項の規定により指名を留保する場合の留保の期間は、事実の確認ができるまでの間とする。
- 5 第1項の規定により指名を留保する場合は、第4条及び第5条の規定を準用する。

#### 附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

別表（第2条，第3条，第7条関係）

	措 置 要 件	期 間
1	<p>（虚偽記載）</p> <p>市が発注する物品供給等に係る入札において，入札参加資格審査申請書，その他調査資料に虚偽の記載をし，物品供給等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	1 箇月から 6 箇月まで
2	<p>（粗雑物品等）</p> <p>市が発注する物品供給等に当たり，故意又は過失により製品が粗雑又は品質が適正でないとき（軽微なものを除く。）</p>	1 箇月から 6 箇月まで
3	<p>（契約違反）</p> <p>市と締結した物品供給等の契約に違反し，契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	1 箇月から 6 箇月まで
4	<p>（安全管理等の措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p> <p>市が発注する物品供給等に当たり，安全管理の措置が不適切であったため，公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ，又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	1 箇月から 12 箇月まで
5	<p>（安全管理等の措置の不適切により生じた履行関係者事故）</p> <p>市が発注する物品供給等に当たり，安全管理の措置が不適切であったため，履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたとき。</p>	1 箇月から 6 箇月まで
6	<p>（関係法令違反）</p> <p>業務に関し各種法令に違反し，監督官庁から処分等を受けたとき。</p>	1 箇月から 12 箇月まで
7	<p>（贈賄）</p> <p>次に掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>1 登録業者である個人又は登録業者である法人の代表権を有する役員（以下「代表役員等」という。）</p>	8 箇月から 12 箇月まで

	<p>2 登録業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で、1に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>3 登録業者の使用人で、一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>6 箇月から12箇月まで</p> <p>4 箇月から12箇月まで</p>
8	<p>（贈賄）</p> <p>次に掲げる者が県内の公共団体の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>1 代表役員等</p> <p>2 一般役員等</p> <p>3 使用人</p>	<p>3 箇月から9 箇月まで</p> <p>2 箇月から6 箇月まで</p> <p>1 箇月から3 箇月まで</p>
9	<p>（贈賄）</p> <p>次に掲げる者が県外の公共団体の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>1 代表役員等</p> <p>2 一般役員等</p>	<p>2 箇月から6 箇月まで</p> <p>1 箇月から3 箇月まで</p>
10	<p>（独占禁止法違反）</p> <p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、物品供給等の契約の相手方として不適當であると認められたとき。</p> <p>1 市が発注する物品供給等の場合</p> <p>2 国又は他の地方公共団体等が発注する物品供給等の場合</p>	<p>9 箇月から36箇月まで</p> <p>3 箇月から18箇月まで</p>
11	<p>（競売入札妨害又は談合）</p> <p>市が発注する物品供給等において、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>9 箇月から36箇月まで</p> <p>※代表役員等又は一般役員等若しくは使用人の区別無し</p>

12	<p>(反社会的行為)</p> <p>次に掲げる者が、公務執行妨害、職務強要、恐喝、暴力行為、詐欺、横領等により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 代表役員等</li> <li>2 一般役員等</li> <li>3 使用人</li> </ol>	<p>2 箇月から12箇月まで</p> <p>2 箇月から12箇月まで</p> <p>1 箇月から12箇月まで</p>
13	<p>(不正又は不誠実行為)</p> <p>1 から 1 2 までに掲げる場合のほか、次に例示するような不正又は不誠実な行為をし、物品供給等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 入札の公正を害すべき行為</li> <li>2 入札において、担当職員の指示に従わないなど入札の秩序を乱す行為</li> <li>3 入札において落札したにもかかわらず、正当な理由もなく契約締結を拒む行為</li> <li>4 前各号に掲げる場合のほか、委員会が不正又は不誠実な行為として認めた行為</li> </ol>	<p>1 箇月から 24 箇月まで</p>